

公募型プロポーザル方式（技術者評価型）に係る手続開始の掲示について

次のとおり技術提案書の提出を公募します。

この公募型プロポーザル方式（技術者評価型）にかかる手続は、当掲示によるほか、長野県公募型プロポーザル方式（技術者評価型）試行要領（最終改正 令和 7 年 3 月 17 日付け 6 建政技第 374 号）及び長野県公募型プロポーザル方式試行に係る情報の取り扱い要領（最終改正 令和 2 年 3 月 24 日付け 元建政技第 454 号）に示すとおり。

1 業務の概要

(1) 業務名 美ヶ原自然保護センター展示ほか改修基本構想作成業務

(2) 業務の目的

長野県美ヶ原自然保護センター（以下「センター」という。）は、美ヶ原高原における自然環境や生態系を守り、学び、活用するための拠点施設として、八ヶ岳中信高原国定公園の美ヶ原地域に設置された県有施設である。

近年は年間約 6,000 人が来館しているが、平成 5 年の開館以来、設備の更新や展示内容の見直しが行われていない。また、センターの入口が分かりづらく立ち寄りにくい外観、常駐職員がおらず来館者へ十分な対応ができていないなどの課題を抱えていることから、施設・展示・運営に関して改善するためリニューアルを検討している。

本業務は、センターのリニューアルの前提となる施設・展示等の現況調査及び課題の整理、外構・設備等の改修計画、展示構成案の検討、運営に関する基本的な考え方の整理、整備スケジュール及び事業費等に関する基本構想の作成を目的とする。

(3) 業務内容

ア 調査・整理業務

イ 基本計画（案）の作成

ウ 事業予算及び整備スケジュールの検討

(4) 技術提案を求める具体的内容

ア 外構・外観の改修

イ 展示室の改修

ウ 施設・設備の改修

エ 案内・サービス・情報発信

オ レクチャールーム等の活用

カ 施設利用者への配慮

(5) 履行期限 令和 9 年 2 月 26 日

(6) 業務実施上の要件

別紙「美ヶ原自然保護センター展示ほか改修基本構想作成業務 特記仕様書」のとおり。

(7) 成果物

ア 既存施設調査報告書 (A 4 横)	3 部
イ 基本構想報告書 (詳細版及び概要版) (A 4 縦、図面等 A 3 の場合は折り込むこと)	3 部
ウ 展示資料カード (A 4 横)	2 部
エ 工程、事業費概算等関連資料 (A 4 横)	3 部
オ 関係者との打合せに係る議事録 (A 4 縦)	3 部
カ 上記の電子データファイル (CD又はDVD)	1 枚

(8) 業務予算額 (費用上限額) 8,771,000 円 (消費税及び地方消費税を含む)

(9) その他

本プロポーザルは、提案者の基本的な考え方やセンターの展示、情報発信、案内・サービスに係る技術力等について、与えられた条件下における提案を基に評価し、最適候補者を選定するために実施するものである。提案書は、選定を行うための資料とするものであり、設計に際して県が提案された内容に拘束されるものではない。

2 技術提案書の提出者に必要とされる要件

- (1) 長野県の発注する建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格 (平成 4 年 10 月 1 日告示第 640 号) のうち、建築コンサルタント業務の登録を行っていること。
- (2) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約 (建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。) に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格 (平成 30 年長野県告示第 588 号。以下「競争入札参加資格告示」という。) の第 1 に掲げるその他の契約の登録を行っていること。
- (3) 建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (4) 公告日現在において、所属に一級建築士 (建築士法第 2 条第 2 項に規定するもの) が 1 人以上いること。
- (5) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (6) 測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 57 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (7) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領 (平成 23 年 3 月 18 日 22 建政技第 337 号) に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (8) 県発注の建設工事等に係る建設コンサルタント等の業務のうち、当該業務以外の業務 (以下「他の対象業務」という。) において、委託契約約款第 17 条に基づく「設計図書と業務内容が一致しない場合の修補の請求」を受けていない者であること。
- (9) 県発注の他の対象業務において、長野県建設工事等検査要綱 (平成 15 年 4 月 1 日会検第 1 号) 第 9 条第 3 項に規定する文書による修補指示を受けていない者であること。
- (10) 県発注の他の対象業務において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該業務の完了期限経過後委託契約約款第 31 条に基づく業務完了の検査を完了していない者でないこと。
- (11) 県発注の他の対象業務の入札において、同種業務の実績等の要件不適入札書と認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。

- (12) 県発注の他の対象業務の入札において、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査に該当する落札候補者の辞退により、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (13) 長野県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (14) 滞納している県税等徴収金がないこと。
- (15) 当該業務の実施体制
 - ア 管理技術者として一級建築士の資格を有する者を配置できること。
 - イ 委託の主要部について、再委託又は技術協力がなくないこと。
- (16) 展示面積 300 m²以上の自然系の展示施設における常設展示の基本計画業務又は設計業務を平成 28 年 4 月 1 日から本業務に係る公告掲示日の前日までに完了した実績（元請に限る）を有すること。
- (17) 延床面積 600 m²以上の展示施設における建築設計業務（改修設計含む）を平成 28 年 4 月 1 日から本業務に係る公告掲示日の前日までに完了した実績（元請に限る）を有すること。
- (18) 実質支配会社は、同一案件に同時入札することはできない。同時入札が判明した場合は、警告又は入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を行うことがある。
 - なお、実質支配会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。
 - ア 人的関係のある会社（常勤・非常勤を問わない。ただし、①については会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。）
 - ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合。
 - ② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を兼ねている場合。
 - イ 親会社と子会社、及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（総株主の議決権の過半数を有する。又は、有限会社の総社員の議決権の過半数を有する。ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社を除く。）
 - ウ 親会社に人的関係のある会社と子会社
 - エ 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社
 - オ 事業協同組合とその構成員

3 参加表明書の作成・提出に係る事項

- (1) 参加表明書の作成様式
 - 様式 2 号による。
- (2) 参加要件資料の作成様式
 - 様式 3 号による。
- (3) 参加要件資料記載上の留意事項
 - ア 登録状況
 - 建築コンサルタント業務、その他の登録規定に基づく登録状況を記載すること。
 - イ 保有する技術職員の状況（専門分野職員の状況）
 - ① 専門分野は、業務内容に応じて必要な分野を適宜設定すること。
 - ② 1 人の職員が 2 以上の専門分野に従事する場合は、主たる専門分野のみに記載し、重複記入しないこと。
 - ③ 専門分野別技術職員数は、通算経験年数 10 年未満、10 年以上に分けて記入すること。
 - ウ 同種又は類似の業務の実績
 - ① 会社としての実績とし、記載件数は 3 件以内とする。
 - ② 掲示の日から過去 10 年以内に完成した業務を対象とする。

③「業務実施に当たり特に配慮した技術的事項」については、掲示した対象業務において求めている技術的事項を中心に記載すること。

エ 当該業務の実施体制

- ① 配置予定の管理技術者及び担当技術者について記載すること。
- ② 再委託又は技術協力等の予定がある場合は記載すること。

オ 建築コンサルタント、建築士事務所登録等の登録状況、保有する技術職員の状況、同種又は類似の実績については、これを証する契約書、登録通知及び資格者証等の写しを添付すること。

カ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 担当課・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県環境部自然保護課 (担当) 久保田 皓

電話 026-235-7178 (直通)

F A X 026-235-7498

電子メール shizenhogo@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和8年4月13日(月)

(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)

イ 提出場所 3(4)に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送とします。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限りします。

(6) 技術提案書の提出者を選定するための基準

技術提案書の提出者は、2の(1)から(18)の要件を全て満たす者とするが、下記に示す要件の審査に当たっては、記載の視点に基づいて審査・選定されます。

なお、技術提案書提出選定者名は、契約締結後、公表するものとします。

審査項目	審査事項	審査の視点
1 参加資格要件	・建築コンサルタント、建築事務所等の登録状況	・登録されているか
2 技術職員の状況	・当該業務の実施に必要な技術職員の在籍状況	・有資格者の職員はいるか ・有資格職員の経験は豊富か
3 同種又は類似の業務の実績(会社)	・同種又は類似業務の内容	・当該業務の内容に近い業務の実績があるか
4 配置予定の技術者	・配置予定技術者の状況	・配置予定技術者がいるか
5 再委託又は技術協力の予定	・再委託の内容	・再委託する業務の内容は適正か(当該業務の主要部分を再委託することにならないか) ・再委託先の選択は適正か
	・技術協力の内容	・技術協力を求める業務の内容は適正か(最先端の技術であるなど、技術協力を求めることに妥当性があるか) ・技術協力を求める先の選定は適切か

(7) 非該当理由に関する事項

ア 参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、該当しなかった旨とその理由(非該当理由)を書面により、自然保護課長から通知します。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日(長野県の休日を定める条例(平成元年条例第5号)第1条に規定する休日(以下「休日」という。)を含めない)

以内に、書面（書式自由）により、自然保護課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して10日（休日を含めない。）以内に書面により行います。

エ 非該当理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

① 受付場所 3（4）に同じ。

② 受付時間 午前9時から午後5時まで。（休日を含めない。）

③ 受付方法 原則として電子メール（回答を受ける担当者名、電話番号及び電子メールアドレスを併記すること）とします。なお、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認してください。

④ 回答方法 原則として電子メールによる。

（8） その他の留意事項

ア 技術提案書提出の非該当者以外の者への通知は行いません。

イ 参加表明書の提出をした業者名（参加要件資料審査結果表）は、契約締結後、公表するものとします。

4 技術提案書の作成・提出に係る事項

（1） 技術提案書の作成様式

様式7号による。

（2） 技術資料の作成様式

様式8号による。

（3） 技術提案書記載上の留意事項

ア 配置予定の技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況等

① 主な業務経歴は掲示の日の前日から過去10年以内に完成した業務とする。（平成28年4月1日から掲示日の前日までに完了した業務。）

② プロポーザル方式による本業務以外で、予定技術者として特定された業務がある場合は、手持ちの業務の記載対象とし業務名の後に「特定済」と記載すること。

イ 技術提案

技術提案は簡潔に記載すること。

ウ 配置予定の技術者の資格、主な業務経歴、同種又は類似の業務の実績については、これを証する契約書、資格証等の写しを添付すること。

エ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

（4） 不明の点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

ア 受付場所 3（4）に同じ。

イ 受付期間 掲示の日から令和8年4月20日（月）まで。

（受付時間は午前9時から午後5時まで。休日は除く。）

ウ 受付方法 電子メールとします。

エ 回答方法 長野県ホームページに掲載します。（最終回答日：令和8年4月23日（木））

（5） 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和8年5月8日（金）

（提出時間は午前9時から午後5時まで。休日は除く。）

イ 提出場所 3（4）に同じ。

ウ 提出部数 8部

エ 提出方法 持参又は郵送とします。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限りです。

オ その他 提出後の技術提案書の差し替え及び再提出は認めません。技術提案書の補足説明資料がある場合は、ヒアリング時に提出することができます。

(6) 技術提案書のヒアリングに関する事項

ア 予定日 **令和8年5月13日(水)** (変更の場合があります。)

イ 場 所 長野県庁又は県庁周辺の会議室 (詳細については決定次第連絡します。)

ウ 時 間 各者20分以内とします。(提案者の公募数により変更の場合があります。)

エ その他 プロジェクター及びスクリーンは県で用意しますが、投影操作用のパソコン等必要な機器は、提案者が用意すること。

(7) 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書は、次の基準に基づいて特定されます。なお、技術提案書評価結果表（様式9-1）は、契約締結後、公表するものとします。（技術提案書提出者名は特定した者のみ公表）

ただし、技術提案書の評価の結果、提出されたすべての技術提案書の評価結果が次のいずれかに該当する場合は、特定者を選定しません。

ア 評価点の合計が配点の6割に満たない場合

イ 評価項目のうち、「技術・企画提案の内容」に関する評価点が配点の6割に満たない場合

評価項目	評価事項		評価の視点
1 配置予定の技術者の資格等 (10点)	管理技術者 (10点)	業務経歴	豊富な経歴を有しているか
		同種・類似業務の実績	本業務の内容に近い業務の実績があるか
		手持ち業務量	本業務を実施するのに十分な余裕があるか
2 費用 (5点)	費用の妥当性 (5点)		合理的かつ経済性が高い提案であるか
3 業務実施体制・業務遂行能力 (20点)	業務実施方針 (10点)		特記仕様書を理解し、業務にあたり重視すべき点が整理されているか
	業務実施体制 (5点)		提案内容を実施できる人員体制が確保されているか
	業務実施工程 (5点)		限られた期間内に確実に遂行できる工程であるか
4 技術・企画提案の内容 (60点)	課題への理解度 (15点)		特記仕様書の内容を踏まえた上で、的確性、独創性、実現性、効率性、経済性に優れた内容であるか。
	独創性 (15点)		
	施設利用者への配慮 (15点)		
	実現性 (15点)		
5 技術者の技術力及び意欲等 (5点)	プレゼンテーションにより、技術力や意欲を判断 (5点)		本事業を実施するのに必要な技術力や意欲があるか
評価点の合計結果 (100点)			

(8) 特定者への通知に関する事項

特定した者に対して、自然保護課長から特定した旨の通知を行い、随意契約を行います。

(9) 非特定理由に関する事項

ア 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を書面により、自然保護課長から通知します。

イ 上記アの理由を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日（休日を含めない。）以内に、書面（様式自由）により、自然保護課長に対して非特定理由についての説明を求めることができます。

ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（休日を含めない。）に書面により行います。

エ 非特定理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

① 受付場所 3（4）に同じ。

② 受付時間 午前9時から午後5時まで。（休日を含めない。）

③ 受付方法 電子メールとします。

なお、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認してください。

④ 回答方法 原則電子メールとします。

(10) その他の留意事項

ア 提出された技術提案書は、返却いたしません。

イ 技術提案書の作成及び提出に係る費用、その他本プロポーザルの参加に関して要した一切の費用は、提出者の負担とします。

ウ 提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外には提出者に無断で使用しません。

エ 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

5 その他

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 関連情報を入手するための窓口 3（4）と同じ。

(3) 必要に応じて参加表明書に関するヒアリングを行う場合があります。

(4) 必要に応じて技術提案書に関する補足資料を求める場合があります。